

産業財産権国際課題対策推進事業（令和８～９年度）に係る入札可能性調査実施要領

令和８年１月２６日

特許庁総務部

企画調査課

特許庁では、産業財産権国際課題対策推進事業（令和８～９年度）の受託者選定に当たって、一般競争入札に付することの可能性について、以下の通り調査いたします。

つきましては、下記１．事業内容に記載する内容・条件において、的確な事業遂行が可能であり、かつ、当該事業の受託者を決定するに当たり一般競争入札を実施した場合、参加する意思を有する方は、別添１登録様式に記入の上、５．提出先までご登録をお願いします。

１．事業内容

（１）概要

本事業は、国内の研究者を国外の研究機関に派遣、国外の研究者を国内の研究機関に招へいし、日本を含む複数国間における産業財産権に関する最新の国際的な課題又は産業財産権制度調和が中期的に必要な課題について共同研究により調査を実施するものである。なお、本事業は、２か年度にわたって行うものであり、主に１年目に研究者の選定、２年目に研究者が行う研究の進捗よく管理及び研究成果報告書の作成等を行う。

（２）事業の具体的内容

①研究者の募集・選定

国内外の研究機関に対し、研究者の募集を行ったのち、選定委員会を組織し、選定委員会において書面審査、面接審査等を行い、研究者を選定

②国外研究機関における共同研究

日本の研究者を国外の研究機関に派遣し、主に産業財産権に関する最新の国際的な課題又は産業財産権に関する制度調和が中長期的に必要な課題について共同研究を実施

③国内研究機関における共同研究

国外の研究者を招へいし、主に産業財産権に関する最新の国際的な課題又は産業財産権に関する制度調和が中長期的に必要となる課題について国内の研究機関において共同研究を実施

④研究成果の報告会

研究成果の発表及び参加者との意見交換を行う研究成果報告会を研究者ごとに実施

⑤報告書

各研究者の調査研究報告書の取りまとめ

(3) 事業期間

契約締結日から令和10年3月28日（火）まで（予定）

(4) 事業実施条件

以下のすべてを満たすこと（詳細は仕様書参照）。

- ① 産業財産権制度に関する学術的な専門的知見を有し、適切な研究課題の設定・研究者の選定・研究者の研究支援ができること。
- ② 産業財産権分野における国外の大学・研究機関とのネットワークを有し、研究者の派遣・招へいを円滑・確実に実施できること。
- ③ 招へい研究者が研究活動を行うための研究者が国内外の研究関連資料に制限なくアクセスできる環境の確保ができること。

2. 説明会の開催

以下日時に「Microsoft Teams」を用いて行うので、5. に対し連絡先（社名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス）を令和8年1月30日（金）14時00分までに登録してください。（事前にテスト連絡をさせていただく場合があります。）「Microsoft Teams」が利用できない場合は、概要を共有するのでその旨を連絡するとともに連絡先を登録してください。

開催日時：令和8年2月2日（月）13時30分

3. 参加資格

- ・ 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

- ・ 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ・ 過去３年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

4. 留意事項

- ・ 登録後、必要に応じ事業実施計画等の概要を聴取する場合があります。
- ・ 本件への登録に当たっての費用は事業者負担になります。
- ・ 本調査の依頼は、入札等を実施する可能性を確認するための手段であり、契約に関する意図や意味を持つものではありません。
- ・ 提供された情報は庁内で閲覧しますが、事業者に断りなく庁外に配布することはありません。
- ・ 提供された情報、資料は返却いたしません。
- ・ 契約を行う場合、委託事業の事務処理・経理処理につきましては、経済産業省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理していただきます。
- ・ 契約を行う場合、委託事業の事務処理・経理処理等につきましては、更に以下の事項について対応を頂く必要があります。

- ①事業の実施に当たっては、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）を行うことはできません。

なお、「委託事業事務処理マニュアル」上で明示している、本事業における再委託を禁止している「事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務」については以下の通り。

【事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務】

- ・ 派遣・招へい研究者の募集・選定
- ・ 日本の研究者の国外研究機関への派遣、共同研究の実施
- ・ 国外の研究者の国内研究機関への招へい、共同研究の実施
- ・ 研究成果の報告会の実施
- ・ 各研究者の調査研究報告書の取りまとめ

- ②総額に対する再委託の割合が５０％を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか理由書の提出を求めます。なお提案書等において再委託費率が５０％を超える理由書を添付した場合は、特許庁で再委託内容の適切性などの確認を行い、落札者に対して、契約締結までに履行体制を含め再委託内容の見直しを指示する場合があります。

なお、本事業は再委託費率が高くなる傾向となる事業類型には該当しないため、個別事業の事情に応じて適切性を確認します。

＜事業類型＞

I. 多数の事業者を管理し、その成果を取りまとめる事業

（主に海外法人等を活用した標準化や実証事業の取りまとめ事業）

II. 現地・現場での作業に要する工数の割合が高い事業

（主に海外の展示会出展支援やシステム開発事業）

III. 多数の事業者の協力が必要となるオープン・イノベーション事業

③委託費を不正に使用した疑いがある場合には、特許庁より落札者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。また、事業に係る取引先（再委託先、外注（請負）先以降も含む）に対しても、必要に応じ現地調査等を実施するため、あらかじめ落札者から取引先に対して現地調査が可能となるよう措置を講じていただきます。

調査の結果、不正行為が認められたときは、当該委託事業に係る契約の取消を行うとともに、経済産業省から新たな補助金の交付と契約の締結を一定期間（最大３６か月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表します。

具体的な措置要領は、以下の URL の通りになります。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

- ・ 契約を行う場合、契約締結前までに①情報管理に対する社内規則等（社内規則がない場合は代わりとなるもの。）、②その他原課において必要と判断する書類等、③各業務従事者の氏名、所属、役職、業務経験、その他略歴（学歴、職歴、研修実績その他経歴、専門的知識その他の知見、母語及び外国語能力、国籍等のいずれかから原課で任意に設定）、④情報取扱者名簿及び情報管理体制図（別添２）の提出を求め、適切な情報管理体制が確保されているかを確認します。
- ・ 委託契約書の規定に基づき提出された実績報告書等については「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成１１年５月１４日法律第４２号）に基づき、不開示情報（個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等）を除いて、情報公開の対象となります。なお、開示請求があった場合は、以下に掲げる書類は調整を行わずとも原則開示とし、その他の書類の不開示とする情報の範囲については経済産業省との調整を経て決定することとします。

○原則開示とする書類

- ・ 提案書等に添付された「再委託費率が５０％を超える理由書」

※不開示情報に該当すると想定される情報が含まれる場合は、当該部分を別紙として分けて作成すること。別紙について開示請求があった場合には、不開示とする情報の範囲については特許庁と調整を経て決定することとする。

- ・「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」（令和５年４月３日決定）において、政府の実施する公共調達においては、入札する企業における人権尊重の確保に努めるとされたことを受け、当該事業の落札者に対しては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることを求めている。当該ガイドラインの内容を承知の上で、入札をすること。

<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf>

５．提出先・問合せ先

〒１００－８９１５ 東京都千代田区霞が関３－４－３

特許庁総務部企画調査課 星、大西

TEL ０３－３５０１－１１０１（内線 ２１５２）

E-mail PA0960@jpo.go.jp

※可能な限りメールアドレスへご提出ください。やむを得ず郵送する場合は、上記の電話番号へ郵送する旨をご一報いただき、６．記載の提出期限必着でお願いいたします。

６．提出期限

令和８年２月１９日（木）１４：００

※複数者からの登録があった場合、その時点で入札可能性調査を終了し、一般競争入札を実施することがあります。

(別 添 1)

(様 式)

年 月 日

入札可能性調査 登録用紙

事業者名

住 所 : _____

商号又は名称 : _____

代 表 者 氏 名 : _____

連絡先

T E L :

F A X :

E-mail :

担当者名 :

公募要領に示された事業内容、事業実施条件等について熟読し、承知の上、
登録致します。

(別添2)

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

①情報取扱者名簿

		氏名	個人住所	生年月日	所属部署	役職	パスポート 番号及び国 籍(※4)
情報管理責任者(※1)	A						
情報取扱管理者(※2)	B						
	C						
業務従事者(※3)	D						
	E						
再委託先	F						

(※1) 受託事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。

(※2) 本事業の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本事業の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

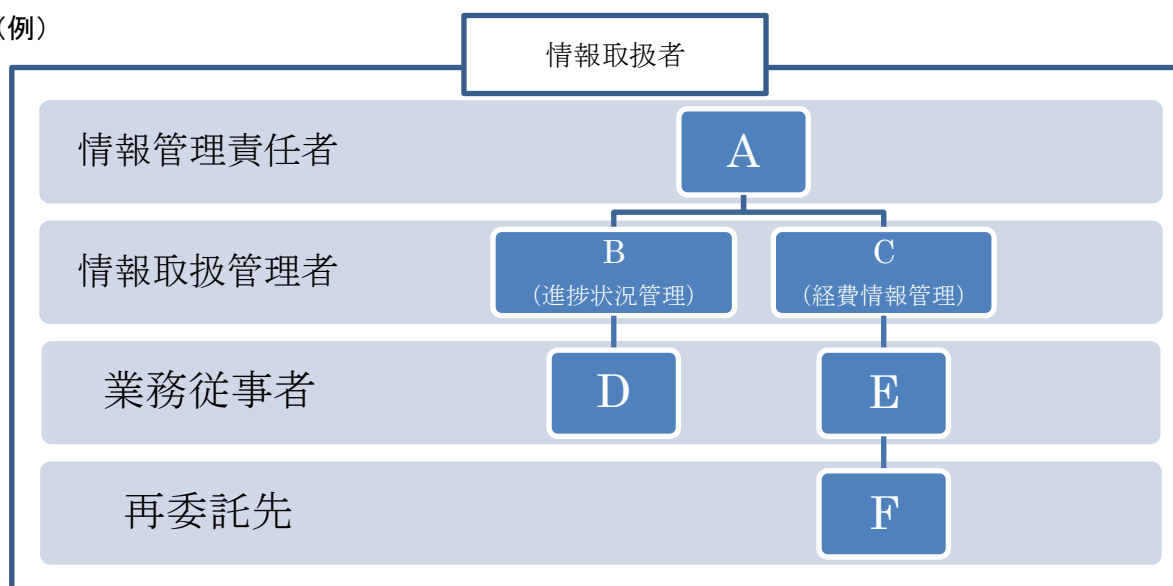
(※3) 本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※4) 日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載。

(※5) 住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当課室から求められた場合は速やかに提出すること。

②情報管理体制図

(例)



【情報管理体制図に記載すべき事項】

- ・ 本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。（再委託先も含む。）
- ・ 本事業の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。